

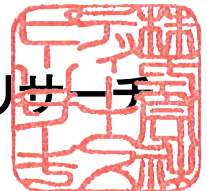
認 証 書

認証を受けた者	キャセイ・トライテック株式会社
端末機器の種類	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器
端末機器の名称	SIM7500JE
展開機器名	
認証番号	D160115003
認証年月日	2016年10月7日
備考	No.16-1306

上記の端末機器は、電気通信事業法第56条第1項の規定に基づく端末機器の設計についての認証を行ったものであることを証する。

2016年10月7日

株式会社ディーエスピーリサーチ



注意事項 最初にお読みください

1. 認証工事設計に基づく端末機器の表示 - 認証ラベル、技適マークの内容等について -

弊社において設計認証を受けられた方は、電気通信事業法上では「認証取扱業者」と定義されます。電気通信事業法（以下「法」）第58条において、認証取扱業者は 法第57条に規定する義務等を履行した場合、設計認証を受けた端末機器に次の表示を行うことが出来ると定められています。

表示の内容については、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下「認定規則」）第22条で参照する様式第7号に記載されています。

表示を行う場合は『認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所に付すこと』（当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すことも可能）又は『認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示すること』（電磁的方法によって表示をした旨 及び 当該表示の表示方法を記載した書類の添付等が必要）と規定されています。

また、平成26年 総務省令第68号による法令改正により、適合表示端末機器を組み込んだ製品を取り扱うことを業とする者は、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示と同一の表示を当該製品に付することが可能となりました。（平成26年9月1日より施行）


※「認証設計に基づく端末機器」とは、Mini-PCI ボードなどの、他の機器に組み込んで使用するもの場合は『Mini-PCI ボード』を、ADSLモデムのような筐体を持つ端末機器で、それ自身で使用するもの場合は『筐体』を示します。


なお、「技術的条件認定表示(LXXYYYY003)」は認定規則で規定する表示ではありませんが、法第52条 第1項の規定に基づき、電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定めた技術的条件について、弊社が認定を行ったことを示す表示であり、当該端末機器に付することができるものです。

様式第7号に規定する表示の方法を以下に記します。

例：



 マークの直径は「3mm以上」と定められています。

 マークは電気通信事業法の認証であることを表しています。
「大きさ」、「書体」、「色彩」等は決まっていますが、
マークが識別できるようにしてください。

「ADXXYYYY003」の番号は、弊社が発行する認証番号です。弊社より認証時にお知らせする番号を記載してください。ラベル等に印刷する場合は、容易に破損しない材質のものを使用してください。

「LXXYYYY003」の番号は、前述の技術的条件の認定を表しており、弊社が発行する認定番号です。弊社より認定時にお知らせする番号を記載してください。

なお、技術的条件認定のみの表示を行う場合は、「LXXYYYY003」のみを表示し、 マーク及び  マークは表示しないでください。

DSP Research, Inc.

2. 設計合致義務等の履行

- 出荷前の製品検査、検査記録の作成及び保存について -

法第57条において、認証取扱業者は設計合致義務等を履行しなければいけないと定められています。認証取扱業者は、認証を受けた製品を出荷する前に、認証を受けた設計と同等の性能を持っていることを「検査」し、その検査の結果を「記録」し、「10年間保存」することが義務付けられています。

1において説明した「認証設計に基づく端末機器の表示」は、これらの「検査」「記録」「保存」の3つの手順（以下「検査記録保存義務」）を経て行うことができるものです。認証表示が製品に施されているということは、その製品は設計合致義務を満足し、検査記録保存義務を履行したということを示しています。

設計合致義務を満足せず、電気通信回線を利用する他の利用者の通信に妨害を与えた場合、又は検査記録保存義務を履行しなかった場合は、総務省はその端末機器に認証表示を行うことを禁止することができます（（表示の禁止）法第60条）。また、法第54条（妨害防止命令）及び法第60条第1項（表示の禁止）で定める総務大臣の命令に従わなかった場合は、法第181条において「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」が、法第181条に違反する法人に対しては、法第190条において「1億円以下の罰金刑」が科せられます。

3. 関係法令抜粋

・電気通信事業法

(設計合致義務)

第57条 登録認定機関による設計認証を受けた者(以下「認証取扱業者」という。)は、当該設計認証に係る設計(以下「認証設計」という。)に基づく端末機器を取り扱う場合においては、当該端末機器を当該認証設計に合致するようにしなければならない。

2 認証取扱業者は、設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の端末機器について検査を行い、総務省令(*)で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(*: 証明規則第21条)

(認証設計に基づく端末機器の表示)

第58条 認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該端末機器に総務省令(*)で定める表示を付することができる。

(*: 認定規則第22条)

・端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(認定規則)

(検査記録の作成等)

第21条 法第57条 第2項の検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 検査に係る設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を行った責任者の氏名
- 四 検査の方法
- 五 検査の結果

2 前項の検査記録は、検査の日から10年間保管しなければならない。

3 前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)

第22条 法第58条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあっては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

二 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。